

(2006年3月24日制定)

(2008年9月27日改訂)

第1章 総則

第1条 この団体は、GSICS Alumni と称する。

第2条 この団体は、事務所を神戸大学大学院国際協力研究科（神戸市灘区六甲台町2-1）内に置く。連絡先は別途定める。

第3条 この団体は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

第4条 この団体は、会員の親睦ならびに神戸大学大学院国際協力研究科の発展に寄与することを目的とする。

第5条 この団体は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡及び親睦等に関わる事業
2. 神戸大学大学院国際協力研究科ならびに在学生への後援
3. その他前条の目的を達成するため、必要な事業

第3章 会員

第6条 この団体の会員は、正会員、準会員、特別会員及び名誉会員の四種とする。

第7条 1 正会員は、次の通りである。

- 1 神戸大学大学院国際協力研究科の修了者
- 2 前号の研究科に在学した者

2 準会員は、次の通りである。

神戸大学大学院国際協力研究科の在学生

第8条 特別会員は、次の通りである。

- 1 神戸大学大学院国際協力研究科の教職にある者及び教職にあった者
- 2 神戸大学大学院国際協力研究科事務部の事務長の職にある者及び事務職にある者

第9条 名誉会員は、理事会の推薦により総会において承認された者とする。

第10条 会員は会費を支払うものとし、会費額等は別途定める。

第11条 会員は、この団体が刊行する機関紙及び図書等の頒布を受けることができる。

第12条 既納の会費は、これを返還しない。

第4章 役員

第13条 この団体には、次の役員を置く。

1 理事 十名

2 理事は、総会にて承認する。

第14条 理事長（会長）は、この団体の事務を総理し、この団体を代表する。理事長は理事の互選とする。副理事長は理事長が任命する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。

第15条 理事は、理事会を組織し、この会則に定めるもののほか、この団体の総会の権限に属せしめられた事務以外の事務を決議し、代行する。

第16条 この団体の役員の任期は二年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。役員は、この団体の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情ある場合には、その任期中であっても、総会及び理事会の議決により、これを解任することができる。

第5章 会議

第17条 理事会は、随時理事長が招集する。但し、理事長は、理事現在総数の二分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内にこれを召集しなければならない。理事会の議長は理事長とする。

第18条 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第19条 通常総会は、二年に一回、理事長が召集する。臨時総会は、理事長が必要とみとめたとき、いつでも召集する。

第20条 理事長は、正会員現在総数の三十分の一以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を召集しなければならない。

第21条 通常総会の議長は、理事長とし、臨時総会の議長は会議のつど会員の互選で定める。

第22条 総会の招集は、少なくとも十日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は会誌の公告をもって通告する。

第23条 次の事項は、通常総会に提出して、その承諾を受けなければならない。

- 1 事業計画及び収支予算
- 2 事業報告及び収支決算
- 3 財産目録
- 4 その他理事会において必要とみとめた事項

第24条 総会は、会員現在総数の三十分の一以上出席しなければその議事を開き決議することができない。但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席とみなす。

第25条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第26条 総会の議事の要項及び議決した事項は、会員に通知する。

第27条 総会及び理事会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席代表二名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

第28条 この団体の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。総会にて会計報告を行う。

第7章 会則の変更並びに解散

第29条 この会則は、理事会及び総会において、おのおの出席者の三分の二以上の議決を経なければ変更することができない。

第30条 この団体の解散は、理事会及び総会においておのおの出席者の四分之三以上の議決を経なければならない。

第31条 この団体の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、おのおの出席者の四分之三以上の議決を経、この団体の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第8章 補則

第32条 この会則についての細則は、理事会及び総会の議決をもって別に定める。

会費徴収細則

第1条 会則第10条規定の会費は、本細則によりこれを取り扱うものとする。

第2条 会員の会費は、次の通りとする。

- 1 正会員の会費は終身会費3千円とする。
- 2 準会員、特別会員及び名誉会員の会費は任意とする。

第 3 条 会員にして特別の事情ある時は理事会の審議を経て会費の一時免除又は猶予をなすことができる。

第 4 条 2 年間会費の納入を怠った者に対しては、納入の催告をする。